

富加町一般廃棄物処理実施計画

令和5年4月

岐阜県加茂郡富加町

令和 5 年度 富加町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び富加町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 62 年富加町条例第 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、富加町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

I. 基本方針

(1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるものの他は、法、条例及び富加町一般廃棄物処理基本計画の定めるところにより、町又は法第 7 条に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた者（以下、「許可業者」という。）が処理する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、廃棄物として排出されたものから資源として再商品化できるものを分別収集することで、生活系一般廃棄物の減量及び資源化を図るものとする。

(2) 事業系一般廃棄物は、法及び条例の定めるところにより、事業者が自らの責任において処理するほか、可茂衛生施設利用組合を利用又は許可業者に委託し処理する。

(3) 火災に伴い発生する廃棄物（以下「火災ゴミ」という。）及びボランティア清掃等により収集された廃棄物については、生活系一般廃棄物に準じて処理する。

II 計画区域

富加町全域

III 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

IV 一般廃棄物処理実施計画

○ ごみ

(単位：t/年)

種 類		発 生 量	処 理 量
可燃ごみ		786	822
資源ごみ	飲食用缶	3	2
	飲食用ビン	11	11
	ペットボトル	3	2
	トレイ（発泡スチロール）	2	1
	その他プラ	16	8
	紙パック	2	1
	その他紙	44	4
不燃ごみ	金物類	18	18
	ガラス類	8	8
粗大ごみ		10	10
特別ごみ	蛍光灯・体温計	0.2	0.2
	乾電池	0.7	0.7
	小型充電式電池	0.03	0.03
使用済み 小型家電	使用済み小型家電	0.5	0.5
陶 器 類	陶 器・ガレキ	13	13
特定ごみ		1.0	—
事業系ごみ	可燃ごみ（食品残さ含む）	439	384
	資源ごみ	1	1
	刈草・剪定枝等	30	30

○ し尿

(単位：kl/年)

種 類	発 生 量	処 理 量
生し尿	49	49
汚泥	1,658	1,658

V 一般廃棄物の処理主体

○ ごみ

種 類		収集主体	処分主体	処理施設			
生 活 系	可燃ごみ	委託業者	富加町	可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク)			
	資源ごみ		飲食用ビン	委託業者	委託業者		
			飲食用缶				
			ペットボトル				
			トレイ (発泡スチロール)				
			その他プラ				
			紙パック				
	不燃ごみ		金物類	富加町	富加町	可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク)	
			ガラス類				
	粗大ごみ		可 燃				
不 燃							
特別ごみ	蛍光灯・体温計	富加町	委託業者				委託業者
	小型充電式電池						
	乾電池						
使用済み 小型家電	使用済み小型家電	富加町	富加町				可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク)
特定ごみ	特定ごみ	委託業者	委託業者				委託業者
陶器類	陶器・ガレキ						
事 業 系	可燃ごみ (食品残さ含む)	許可業者	排出事業者	可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク) 処分許可業者			
	資源ごみ						
	刈草・剪定枝等	許可業者が 収集又は自 己搬入		処分許可業者			

○ し尿

種 類	収集主体	処分主体	処理施設
生し尿	許可業者	富加町	可茂衛生施設利用組合

汚泥			(緑ヶ丘クリーンセンター)
----	--	--	---------------

VI 一般廃棄物の処理計画

ごみ処理実施計画

(1) 処理人口及び世帯数 (令和5年4月1日現在)

処 理 人 口	世 帯 数
5,765人(166人)	2,113戸 (118戸)

※ () 外国人内数

(2) 排出抑制・再資源化計画

① 排出制限の方法

- ・分別収集を行い再資源化を推進することにより、ごみの排出抑制を図る。
- ・生ごみの減量化のため、生ごみ処理機等（機械器具方式・密閉式醗酵方式・コンポスト容器方式・庭木剪定枝粉碎機）購入者に対し、要綱に基づき補助金を交付する。
- ・ぼかし（生ごみ処理剤）販売店に対し、要綱に基づき助成を行う。
- ・生ごみ減量化のため、地域住民の自主的な堆肥化の促進を図る。

② 再資源化の計画

- ・PTA等の各種団体が行う資源集団回収を奨励し、資源物回収量に応じ奨励金を交付する。
- ・容器包装リサイクル法に基づく対象品目については、分別収集を行い再資源化を図る。

③ 広報・啓発の方法

- ・「富加町ごみ収集カレンダー」の配布及び広報紙を通じ、ごみの減量化その他環境衛生に関して、幅広く普及啓発活動を行う。
- ・イベントの開催時に、パネル展示やリサイクル製品の紹介などにより、リサイクルに関する情報提供を行う。

(3) 収集・運搬計画

○ ごみ

(単位：t/年)

種 類		収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法	
生 活 系	可燃ごみ	822	別紙1	別紙1	ステーション 回 収	
	資源ごみ	飲食用缶				2
		飲食用ビン				11
		ペットボトル				2
		トレイ（発泡スチロール）			1	抛 点 回 収
		その他プラ			8	
		紙パック			1	
		その他紙			4	
	不燃ごみ	金物類			18	ステーション 回 収
		ガラス類			8	
粗大ごみ	10					
特別ごみ	蛍光灯・体温計	0.2	抛 点 回 収			
	乾電池	0.7				
	小型充電式電池	0.03				
小型家電	小型家電	0.5	BOX回収			

	陶器類	陶器・ガレキ	13			拠点回収
--	-----	--------	----	--	--	------

種 類		収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
事業系	可燃ごみ（食品残さ含む）	384	許可業者が収集または自己搬入		
	資源ごみ	1			
	刈草・剪定枝等	30			

○ し尿 (単位：kl/年)

種 類		収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
生し尿		49	富加町全域	随 時	個別回収
汚泥		1,658			

(4) 搬入される廃棄物の搬入業者別の内訳

○ ごみ (単位：t/年)

搬入者	種 類		搬入予定量	R4搬入実績	
生 活 系	許 可 業 者	可燃ごみ	822	926	
		資源ごみ	ペットボトル	2	2.2
			トレイ(発泡スチロール)	1	1.0
			その他プラ	8	8.0
			紙パック	1	0.5
	その他紙	4	4.0		
	許 可 業 者	資源ごみ	飲食用缶	2	1.0
			飲食用ビン	11	11.0
		不燃ごみ	金物類	18	12.0
			ガラス類	8	8.48
		粗大ごみ	10	8.68	
	許 可 業 者	陶器類	陶器・ガレキ	13	9.2
		使用済み小型家電	使用済み小型家電	0.5	0.3
許可業者	特別ごみ	乾電池	0.7	2.07	
許可業者	特定ごみ		1.0	—	
富加町	特別ごみ	蛍光灯・体温計	0.2	0.5	
		小型充電式電池	0.03	—	
事業系	許 可 業 者	可燃ごみ（食品残さ含む）	384	432	
		資源ごみ	1	1	
		刈草・剪定枝等	30	30	

○ し尿 (単位：kl/年)

搬入者	種 類	搬入予定量	R4搬入実績
許可業者	生し尿	49	50
	汚泥	1,658	1,625

(5) 中間処理計画

① 処理施設の概要

施設名	所在地	形式	処理能力
可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク)	可児市塩河839	焼却 (可燃ごみ)	焼却炉240 t/日
		選別・破碎 (不燃ごみ)	66 t /5 h
可茂衛生施設利用組合 (緑ヶ丘クリーンセンター)	美濃加茂市牧野1912-2	焼却 (し尿・汚泥)	200kl/日
ひまわり クリーンセンター	八百津町野上455-1	電磁式高速選別方式 (使用済み小型家電)	160 t /8 h
小森産業(株)	美濃加茂市加茂野町 市橋1129	圧縮及び減容	圧縮機300kg/h 減容機40kg/h
関ecoフイードセンター	関市尾太町41	蒸気間接加熱乾燥脱脂 方式(食品残さ)	36 t/日
富加クリーンセンター	富加町高畑1147	堆肥化施設 刈草剪定枝、食品残さ	9.905t/日

(6) 最終処分計画

① 最終処分場の概要

最終処分場名	廃棄物最終処分場
管理主体	可茂衛生施設利用組合
所在地	可児市塩河825
供用開始	平成11年4月
埋立面積	6,200m ²
全体容量	132,000m ³
埋立物	溶融スラグ
しゃ水設備	セメント改良(厚さ50cm) + 不織布(厚さ1cm) + 全層As含浸シート(厚さ4mm) + 不織布(厚さ1cm)
浸出水処理施設規模	30m ³ /日 貯留槽 90m ³
浸出水処理方式	(水処理) 前処理 → 凝集沈殿法 → 砂ろ過 → 活性炭吸着法 → (汚泥処理) 遠心脱水法

VII 富加町生活排水処理実施計画

(1) し尿汲取り・浄化槽

① し尿汲取り 42 件(基) ※下水道、浄化槽併用世帯を含む

② 浄化槽【雑排水含む】 77 件(基)

内訳 単独 18 基

合併 59 基 (内、農業集落排水施設 4 基・大型合併槽 8 基・小型合併槽 47 基)

※下水道、し尿汲取り併用世帯を含む

- ③ 指定許可業者 廃掃法第7条第1項並びに浄化槽法第35条第1項に基づく次の許可業者とする。

有限会社若宮環境サービス 代表取締役 若宮真二
 許可の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日
 ※下水道汚泥については、産業廃棄物収集運搬業許可とする

- ④ 町指定処理、処分先 可茂衛生施設利用組合 緑ヶ丘クリーンセンター

- ⑤ 廃棄物毎の運搬・処理量・処分の方法は生活排水処理基本計画を基本とし下記の通りとする。

廃棄物の種類	令和5年度計画	令和4年度実績	収集運搬	処 分
し 尿	50.00 t	50.30 t	バキューム車	緑ヶ丘クリーンセンターにて肥料化及び一部焼却
浄化槽汚泥	440.00 t	437.26 t	バキューム車	
農業集落排水汚泥	1180.00 t	1187.50 t	濃縮車	
下水道汚泥	280.00t	277.98 t	水密ダンプ	
合 計	1950.00t	1953.04t		

- ⑥ 収集運搬登録車両 バキューム車 岐阜 800 そ 5 9 8 9 積載量 3 7 0 0 ㍓
 汚泥濃縮車 岐阜 800 さ 7 8 5 7 積載量 2 9 2 0 ㍓
 水密ダンプ 岐阜 100 す 5 4 積載量 4 0 0 0 kg

- ⑦ 許可条件

許可条件（収集区域、事業の範囲等）については富加町指令産第120号並びに富加町指令産第121号の各許可証に記載の通りとする。

- ⑧ 収集計画の概要

各世帯、事業所等において個別に周期、期間を定めた収集計画を策定し円滑、適正に計画収集を実施する。

また、近年多く発生する豪雨水害等による災害廃棄物の発生時には加盟団体と岐阜県による無償団体救援協定に基づき派遣支援を受けて復旧にあたるものとする。

※日程表

富加町し尿汲取り計画収集日程

グループ	実 施 月	実施日	予備日	周期	備 考
A1	4月.6月.8月.10月.12月.2月	第3水曜	第3木曜	2ヵ月	
A2	4月.6月.8月.10月.12月.2月	第4水曜	第4木曜	2ヵ月	
B1	4月.7月.10月.1月	第3月曜	第4月曜	3ヵ月	
B2	5月.8月.11月.2月	第3月曜	第4月曜	3ヵ月	
B3	6月.9月.12月.3月	第3月曜	第4月曜	3ヵ月	
C1	4月.8月.12月	第3月曜	第4月曜	4ヵ月	

C2	5月・9月・1月	第3月曜	第4月曜	4ヵ月
C3	6月・10月・2月	第3月曜	第4月曜	4ヵ月
C4	7月・11月・3月	第3月曜	第4月曜	4ヵ月
D	毎月	第1水曜	第1木曜	1ヵ月
E	個別希望指定月	第1水曜	第1木曜	6ヵ月
F	個別希望指定月	第3水曜	第4水曜	12ヵ月

※ 天候等により変更あり。

(2) 下水道・農業集落排水

① 特定環境保全公共下水道事業

	全体計画
計画面積	約197ha (うち美濃加茂市分 約22ha)
計画人口	3350人 (うち美濃加茂市分 420人)
計画処理水量	約3,100m ³ /日最大
事業実施年度	平成元年度
供用開始年度	平成10年度

② 農業集落排水事業

	大山・井高地区	夕田地区	加治田地区	大平賀地区
計画面積	約24ha	約55.4ha	約58.6ha	約83ha
計画人口	610人	310人	1280人	1210人
計画処理水量	約164m ³ /日最大	約83m ³ /日最大	約345m ³ /日最大	約326m ³ /日最大
供用開始年度	平成4年度	平成5年度	平成8年度	平成9年度

③ 下水道・農業集落排水事業別の供用人口・供用率 (令和5年3月現在)

事業区分		計画人口	供用人口	各処理区供用率
特定環境保全公共下水道事業		3,350人	3,510人	104.8%
農業集落排水事業	大山・井高 処理区	610人	507人	83.1%
	夕田 処理区	310人	191人	61.6%
	加治田 処理区	1,280人	680人	53.1%
	大平賀 処理区	1,210人	644人	53.2%
	小計	3,410人	2,022人	
合計		6,760人	5,845人	

※ 下水道等整備区域内での個別合併浄化槽、55件(基)を別途、補助事業若しくは設置事業等として上記に含まない。

VIII その他

(1) 火災ごみ

火災ごみは、罹災証明を受けたもので、一般廃棄物処理手数料減免申請書の受理後に可茂衛生施設利用組合が受け入れ可能なものについて、自己搬入又は許可業者により搬入し処理する。
ただし、業者による解体を行ったものについては、産業廃棄物として取り扱うものとする。

(2) 処理困難物

可茂衛生施設利用組合の処理能力により、処理できないものは排出者の責任において適正に処理すること。

【別紙1】

1. 生活系ごみ

(1) 可燃ごみ

業者名	収集区域	収 集 日
委託業者	町内全域	毎週2回（毎週月・木曜日）

- i) 指定容器 町指定可燃ごみ袋（大・小）
- ii) 手数料 条例第4条第1項による。
（大30円/袋、小：20円/袋）
- iii) 収集場所 「可燃ごみ集積所」看板設置箇所（70箇所）
- iv) 住民の協力義務
 - イ. 燃えるものは、ごみ袋に入る大きさとし口元を結んで出すこと。
 - ロ. 燃えないごみは、絶対に入れないこと。
 - ハ. 生ごみは、水切りを十分行うこと。
 - ニ. 収集日の朝8時までに指定の場所に出すこと。
 - ホ. ごみ袋には、必ず自治会名・氏名を記入すること。
- v) その他 収集日が、祝日と重なる場合も収集を行う。
1/1日（月）は、収集を行わない。

(2) 不燃ごみ

業者名	収集区域	収 集 日					
委託業者	町内全域（金物類）	4/10	6/12	8/21	10/16	12/11	R6.2/19
	町内全域（ガラス類）	5/22	7/10	9/11	11/13	R6.1/15	R6.3/11

- i) 指定容器 町指定不燃ごみ袋（大・小）
※ 金物・ガラス類は同容器を使用するが、容器表面の該当品目欄に○を付け隔月で分けて出す。
- ii) 手数料 条例第4条第1項による。
（大30円/袋、小：20円/袋）
- iii) 収集場所 「不燃ごみ集積所」看板設置箇所（19箇所）〈別紙2〉
- vi) 住民の協力義務
 - イ. 飲食用缶・ビン以外の金物・ガラス類を出すこと。
 - ロ. スプレー缶・カートリッジボンベは、必ず穴を開けて出すこと。
 - ハ. 油缶・オイル缶・ペンキ缶などは、空にして出すこと。
 - ニ. 刃物等やガラス破片などは、包んで出すこと。
 - ヘ. 不燃ごみ袋には、陶器類（茶碗・瓦など）は入れないこと。
 - ホ. 収集日の朝8時までに指定の場所に出すこと。
 - ト. ごみ袋には、必ず自治会名・氏名を記入すること。

(3) 資源ごみ

業者名	収集区域	収 集 日					
委託業者	町内全域（飲食用缶）	4/10	6/12	8/21	10/16	12/11	R6.2/19
	町内全域（飲食用ビン）	5/22	7/10	9/11	11/13	R6.1/15	R6.3/11

①飲食用缶、飲食用ビン

- i) 指定容器 町指定資源袋（大・小）
※ 飲食用缶・ビンは同容器を使用するが、容器表面の該当品目欄に○を付け隔月で分けて出す。
- ii) 手数料 関する条例第4条第1項による。
（大30円/袋、小：10円/袋）
- iii) 収集場所 「資源ごみ集積所」看板設置箇所（19箇所）（別紙2）
- iv) 住民の協力義務
 - イ. 飲食用缶・ビン以外は出さないこと。
 - ロ. 中身を出して洗浄し、缶はつぶさないで出すこと。
 - ハ. ふたなどは取り外して出すこと。
 - ニ. 収集日の朝8時までに指定の場所に出すこと。
 - ホ. ごみ袋には、必ず自治会名・氏名を記入すること。

②ペットボトル、トレイ（発砲スチロール）、その他プラ及び紙パック、その他紙

業者名	収集区域	収 集 日					
委託業者	富加町役場・東公民館 ・西公民館	4/2	5/7	6/4	7/2	8/6	9/3
		10/1	11/5	12/3	R6.1/14	R6.2/4	R6.3/3
	富加町役場・南公民館	4/16	5/21	6/18	7/16	8/20	9/17
		10/15	11/26	12/24	R6.1/28	R6.2/18	R6.3/17

- i) 指定容器 リサイクルネット、リサイクルボックス
- ii) 手数料 無 料
- iii) 住民の協力義務
 - イ. プラスチック類は、ふたを取って中身を空にしてラベルやシールをはがし水洗いをして出すこと。
 - ロ. 紙パックは、水洗いをし、乾かして切り開いて出すこと。
 - ハ. その他紙は、かさばらないように束ねて紐で結んで出すこと。
 - ニ. 収集日の午前9時から12時までに指定の場所に出すこと。

(4) 粗大ごみ

業者名	収集区域	収 集 日					
委託業者	町内全域	4/10	6/12	8/21	10/16	12/11	R6.2/19
		5/22	7/10	9/11	11/13	R6.1/15	R6.3/11

※平成 23 年度より、可燃粗大と不燃粗大の搬出の区別を廃止。

- i) 指定容器 町指定粗大ごみシール
- ii) 手数料 条例第 4 条第 1 項による。
(500 円/枚)
- iii) 収集場所 「粗大ごみ集積所」看板設置箇所(19 箇所) (別紙 1)
- iv) 特記事項 可燃粗大ごみは、町指定ごみ袋に入らない大きさのもので 230 cm×130 cm×80 cmまでのものとする。
上記の大きさを超え、各家庭より直接、許可業者に依頼(個別収集の申込は随時)するものとする。
- v) 住民の協力義務
 - イ. 規定の大きさのものを搬入すること。
 - ロ. 同一品目を束ねる場合は、最大 30 kg までを 1 品としてシールを貼ること。
 - ハ. 家電 4 品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)、処理困難物(バッテリー・タイヤ・消火器等)は、収集できないので搬入しないこと。
 - ニ. 収集日の朝 8 時まで指定の場所に出すこと。
 - ホ. 粗大ごみシールには、必ず品名・自治会名・氏名を記入すること。

(5) 特別ごみ

①乾電池

業者名	収集場所	収 集 日					
委託業者	富加町役場(拠点)	4/10	5/22	6/12	7/10	8/21	9/11
		10/16	11/13	12/11	R6.1/15	R6.2/19	R6.3/11

- i) 指定容器 回収ボックス(常時設置)
- ii) 手数料 無 料
- iii) 収集場所 富加町役場
- iv) 住民の協力義務
 - イ. 随時、指定の場所(回収ボックス)に出すこと。
 - ウ. 乾電池以外のものは出さないこと。

②蛍光灯及び体温計、小型充電式電池

業者名	収集区域	収 集 日					
委託業者	富加町役場・東公民館 ・西公民館	4/2	5/7	6/4	7/2	8/6	9/3
		10/1	11/5	12/3	R6.1/14	R6.2/4	R6.3/3
	富加町役場・南公民館	4/16	5/21	6/18	7/16	8/20	9/17
		10/15	11/26	12/24	R6.1/28	R6.2/18	R6.3/17

i) 指定容器 各回収ボックス

ii) 手数料 無 料

iii) 住民の協力義務

イ. 収集日の午前9時から12時までに指定の場所に出すこと。

(6) 使用済み小型家電

業者名	収集場所	収 集 日					
委託業者	富加町役場 (拠点)	4/10	6/12	8/21	10/16	12/11	R6.2/19
		5/22	7/10	9/11	11/13	R6.1/15	R6.3/11

i) 指定容器 回収ボックス (常時設置)

ii) 手数料 無 料

iii) 収集場所 富加町役場

iv) 住民の協力義務

イ. 随時、指定の場所 (回収ボックス) に出すこと。

(7) 陶器類 (ガレキ類)

業者名	収集場所	収 集 日			
委託業者	富加町役場	7/6	11/9	R6.3/7	年3回

※令和元年度より、陶器類とガレキ類の区別を廃止。

i) 指定容器 町指定陶器類用袋

ii) 手数料 条例第4条第1項による。

(100円/袋)

iii) 収集場所 富加町役場 駐車場

iv) 住民の協力義務

イ. 陶器 (せともの、茶碗)、ガレキ (瓦、ブロック片) などを袋に入れて出すこと。

ニ. 収集日の朝7時から12時までに指定の場所に出すこと。

ホ. 指定袋には、必ず自治会名・氏名を記入すること。

(8) 特定ごみ

特定ごみとは、ささゆりで処理できない一般廃棄物のうち、可茂衛生施設利用組合が委託する最終処分場

で処理可能な物をいう。

排出者は、許可業者に収集・運搬を依頼するか、許可業者が指定する取引場所へ自ら搬入する。可茂衛生施設利用組合は、管内の市町村から排出された特定ごみを取りまとめ、最終処分場で処理する。

【特定ごみの例】

アスファルト（個人使用物に限る）、石臼、FRP製品（ウインドサーフィン、車・二輪車のエアロパーツ、手漕ぎボード、浴槽等）、仮設トイレ、カラーベスト・瓦材（石綿含有物のみ）、金庫・耐熱金庫、珪藻土製品（石綿含有物のみ）、コピー機（業務用、個人使用物に限る）、コンクリート片（少量、個人使用物に限る）、サイディング（石綿含有物のみ）、スレート類、製氷機（業務用、個人使用物に限る）、石膏・石膏ボード、太陽熱温水器（ソーラーパネルを除く）、大理石製品、断熱材・グラスウール断熱材（飛散性が無い物のみ）、漬物石（加工品を含む）、電気温水器、ボイラー（油含有物、石綿含有物を除く）、ボウリング球、ホーロー浴槽、物干し土台、リアカー、冷凍庫・冷蔵庫（業務用、個人使用物に限る）

- i) 指定容器 町指定特定ごみシール
- ii) 手数料 条例第4条第1項による。
(500円/枚)
- iii) 収集場所 許可業者が指定する取引場所
- iv) 特記事項 10kg毎に町指定特定ごみシール1枚を添付するものとする。

(9) 処理できないごみ

可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設において処理できないごみは、排出者の責任において適正に処理すること。

【処理できないごみ】※排出者の責任において処理するもの

LPガスボンベ、オイル・ガソリン・灯油・廃油、原動機付自転車（原付バイク）、耕運機・農機具、自動車、自動二輪車（オートバイ、スクーター）、焼却灰・灰、消火器、スキューバタンク、石灰、ソーラーパネル、タイヤ（自動車、自動二輪車等）、断熱材・グラスウール断熱材（飛散性が有る物）、注射器・医療系廃棄物、鉄骨・鉄板、電動車いす、電動自転車・電動アシスト自転車（充電池が取り外しできる物を除く）、土砂、ドラム缶、農薬、発煙筒、バッテリー（自動車・自動二輪車等）、ピアノ、ボイラー（油含有物、石綿含有物）、ホイール（自動車、自動二輪車等）

粗大ごみの寸法（230cm×130cm×80cm）を超えるごみ、引っ越し等により町の収集日に出せないごみについては、以下の方法で適宜処理すること。

- ・専門業者に取引を依頼する。
- ・許可業者に収集又は処分を依頼する。
- ・各自で法に基づいた適正な処理をする。

また、家電リサイクル法（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）や自動車リサイクル法など、別に法律でリサイクルを義務づけられているものは、指定された最終先や許可業者に委託するなど、適正な処理をすること。

2. し尿

(1) 生し尿及び浄化槽汚泥

- i) 収集日程 収集は、住民等から許可業者に直接依頼する。
- ii) 特記事項 許可業者は、生し尿及び浄化槽汚泥を混載しないよう区分して収集するものとする。

3. 事業系ごみ

- ① 事業活動に伴う一般廃棄物は、事業者の責任において適正に処理するものとする。
事業者は、自ら可茂衛生施設利用組合に搬入するか、許可業者に委託して処理を行う。なお、可茂衛生施設利用組合の施設を利用した場合は、可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例により使用料を徴収する。
- ② 事業系一般廃棄物の分類は、生活系一般廃棄物の区分例による。なお、医療廃棄物、産業廃棄物などの一般廃棄物以外の廃棄物については、可茂衛生施設利用組合では処理を行わない。
- ③ 事業系一般廃棄物のうち、再利用されることが確実であると町長が認めた資源ごみについては、その他の施設において処理をすることができる。
- ④ 事業系一般廃棄物のうち不燃ごみについては、処分業許可施設において処理することができる。

一般廃棄物処理業者一覧表

種別	業務内容	業者名
委託	生活系可燃ごみの収集運搬	美濃加茂市深田町1-4-16 小森産業(株) 代表取締役 小森尚美
	資源ごみの収集運搬処理	美濃加茂市深田町1-4-16 小森産業(株) 代表取締役 小森尚美
	生活系不燃ごみの収集運搬	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	陶器類の収集運搬破碎処理 (富加町→八百津町→伊賀市)	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	陶器類の最終処分 (八百津町→伊賀市)	三重県伊賀市予野字鉢屋4713 三重中央開発(株) 代表取締役 金子文雄
	使用済み乾電池の運搬 (富加町→八百津町)	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	使用済み小型家電の処理 (富加町→八百津町)	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	使用済み乾電池の処理 (北海道北見市)	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1 野村興産(株) 代表取締役社長 藤原 悌
	一般廃棄物処分業(中間処理) 不燃ごみ・資源ごみ	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	一般廃棄物処分業(中間処理) ペットボトル・食品	美濃加茂市深田町1-4-16 小森産業(株) 代表取締役 小森尚美
許可 及び 承認	事業系ごみ・生活系粗大ごみ・家電 4品目の収集運搬	美濃加茂市深田町1-4-16 小森産業(株) 代表取締役 小森尚美
	食品残さの搬出及び処理	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	刈草・剪定枝、食品残さの処分等 (事業活動に伴って生ずるもので富 加町内に限る)	美濃加茂市深田町1-4-16 小森産業(株) 代表取締役 小森尚美
	事業系ごみ・生活系粗大ごみ・家電 4品目の収集運搬	可児市下恵土233-1 (株)橋本 代表取締役 橋本和彦
	し尿汲み取り・浄化槽清掃	美濃加茂市牧野1076-88 (有)若宮環境サービス 代表取締役 若宮真二

【別紙2】

富加町指定一般廃棄物（不燃、資源、粗大ごみ）の集積所在地一覧表

No.	自治会名	所在地
1	巾上自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 滝田
2	下滝田自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 滝田
3	井高自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 滝田
4	上羽生自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 羽生
5	下羽生自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 羽生
6	駅前自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 羽生
7	大山自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 大山
8	高畑自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 高畑
9	高畑住宅自治会 1	岐阜県 加茂郡 富加町 高畑
10	高畑住宅自治会 2	岐阜県 加茂郡 富加町 高畑
11	夕田自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 夕田
12	町屋自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 大平賀
13	老梅自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 大平賀
14	長峰自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 大平賀
15	栃洞自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 加治田
16	中部自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 加治田
17	絹丸自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 加治田
18	川小牧自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 加治田
19	加治田住宅自治会	岐阜県 加茂郡 富加町 加治田